

# 印西地区環境整備事業組合

## 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

### 組織細則

#### 第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
- (3) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (4) 関係市 印西市及び白井市

#### 第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、環境省が策定する「ごみ処理基本計画策定指針」で示されている次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみ処理に関し必要な事項

#### 第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」に関する定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しないものとする。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者		2人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	3人以内
		白井市	2人以内
		栄町	2人以内
管理者が必要と認める者	関係市町の長が適任者として推薦する廃棄物減量等推進審議会などの廃棄物行政関連機関の委員	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
	関係市の教育長が適任者として推薦する学校教育関係者	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
関係市町の長が適任者として推薦するごみ減量化などに取り組んでいるごみ排出事業者の職員	印西市	1人	
	白井市	1人	
	栄町	1人	
合計			17人以内

#### 第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1カ年を予定する。

#### 第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この組織細則は、平成25年2月20日から適用する。